

学習者用コンピュータの貸与に
あたってのお願い

保護者マニュアル

令和8年4月

武蔵野市教育委員会指導課

目次

| | |
|-----------------------------|----|
| 1 はじめに | 2 |
| 2 貸与機器一覧..... | 3 |
| 3 「学習者用コンピュータ使用上の注意」等 | 4 |
| 4 保護者の方へのお願い | 6 |
| 5 学習者用コンピュータの使用方法 | 7 |
| (1)充電の方法 | 7 |
| (2)ログインの方法..... | 7 |
| (3)家庭の Wi-Fi への接続方法 | 8 |
| 6 困ったときは..... | 10 |
| 7 参考 | 11 |

1 はじめに

本市では文部科学省が示す GIGA スクール構想を活用し、市立小・中学校の全児童・生徒に一人1台の学習者用コンピュータを貸与し、授業や家庭学習において ICT を活用した取組を推進しています。

武蔵野市の学校教育は、「生きる力」の育成を目指し、知識及び技能、思考力、判断力、表現力等、学びに向かう力・人間性等という資質・能力を、知・徳・体にわたって総合的に育む教育活動と共に、市民性を高める教育や体験活動、読書活動などを通して知性や感性を磨く本市の特色ある学校教育に取り組んでいるところです。

これらを踏まえ、武蔵野市の児童・生徒の実情を鑑み、学習者用コンピュータを適切かつ効果的に活用するために必要な知見を蓄積し、教職員の習熟を図るため、児童・生徒が一人1台の端末を使用できる環境を整備した試行事業を、令和3年度から令和5年度まで実施しました。その結果、各学校にて、児童・生徒の新たな可能性を拓くツールとしての活用が進み、多くの実践例が報告されてきました。

これまでの取組成果や課題、各校の実践事例等を基に、市教育委員会として今後の学習者用コンピュータの活用について方向性を示した「武蔵野市学習者用コンピュータ活用指針」を令和6年3月に作成しました。

ICT の活用やデジタル・シティズンシップをはじめとした情報活用能力は、これからの社会を生き抜くうえで欠かせない資質・能力の一つです。そのため学校では、指針に基づき教育活動全体を通して、積極的に学習者用コンピュータを活用し、効果的な活用を推進するとともに、児童・生徒の発達段階を踏まえた自律的な管理について指導します。

また、教育委員会は、学校において適切かつ効果的に ICT を利活用できるための知見の蓄積と共有、教員の研修、サポート体制の整備及び通信基盤、使用するアプリケーションソフトなどの環境整備を行います。令和8年度には、学習者用コンピュータの入替を実施し端末の軽量化や堅牢性を向上するとともに、児童・生徒の「個別最適学び」と「協働的な学び」の一体的な充実をより一層促進させるためにアプリケーションの刷新も行いました。

各家庭におかれましては、児童・生徒が自律的かつ適切に学習者用コンピュータを利用できるよう、学校と連携・協働しながら、指導・助言をお願いいたします。

2 貸与機器一覧

| | | |
|---------------------------|--|--|
| <p>端末本体 (タッチペン内蔵)</p> |  | <p>Dynabook Chromebook C70</p> <p>幅 約 25cm</p> <p>奥行 約 18cm</p> <p>厚さ 約 1cm</p> <p>重さ 本体のみ 約 600g キーボード接続時 約 1kg</p> |
| <p>AC アダプタ 電源コード</p> |  | |

<学習者用コンピュータで使用できるアプリケーション>

| | |
|-------------------|---|
| 使用できる アプリケーション | <ul style="list-style-type: none">● Google Workspace(ドキュメント、スライド、Gemini など)● ミライシード(オクリンクプラス、ドリルパークなど) |
|-------------------|---|

<フィルタリングの設定状況>

| | |
|------------------|---|
| フィルタリングの 設定状況 | <ul style="list-style-type: none">● SNS やチャットなどのコミュニケーションに関わるサイト● アダルト、児童ポルノなど不法な内容に関わるサイト● 暴力行為などの過激な表現に関わるサイト● 宝くじスポーツくじなどのギャンブルに関わるサイト など児童・生徒の健全育成に悪影響を与える可能性のあるサイトにフィルタリングを設定しています。 |
|------------------|---|

3 「学習者用コンピュータ使用上の注意」等

学習者用コンピュータは、家庭でも学校でも活用することができます。学習のためにはとても便利な道具ですが、効果的に使うためには、適切に使うことが必要です。そのため、本市では「学習者用コンピュータ使用上の注意」等を定めました。

ご家庭におかれましても、この注意を基に、学習者用コンピュータを適切に活用し、子どもたちに安全かつ安心した利用や自律的な管理を促し、実りある学習ができるよう、保護者の皆様のご協力をお願いいたします。

お子様の発達段階にあわせて、「学習者用コンピュータ使用するときのちゅうい」「学習者用コンピュータの使用上の注意」のいずれかを、学校よりお子様に配付いたします。表記の違いはありますが、いずれも内容は同じです。

以下は、「学習者用コンピュータの使用上の注意」等について、保護者の皆様にご承知おきいただきたい内容です。

学習者用コンピュータの使用上の注意

学習者用コンピュータは、武蔵野市教育委員会が皆さんに貸し出しているものです。以下の点に注意して、大切に使用するようお願いします。

「学習」の範囲は、学校での学習や宿題だけではありません。興味・関心のあることの調べ学習など、自主的に取り組む学習のことも含むと考えます。

注意1 学習者用コンピュータは、学習のために使ってください。(どのように使ったのかという記録はすべて残ります。)

- 学習に関係ないウェブサイトにはアクセスしないでください。
- 健康に気を付けるため、正しい姿勢で使用し、画面に顔を近づけすぎないようにしてください。

アクセスログが残りますが、外部に出ることはありません。

学習するときの姿勢と同じです。机と椅子の高さを正しく合わせて、目と学習者用コンピュータの画面との距離を30cm以上離します。

注意2 自分や他の人の個人情報（名前、写真、作品など）を守るため、次のことを必ず守りましょう。

- 学習者用コンピュータを、他の人に貸さないこと。
- 他の人に、自分のアカウントやパスワードを教えないこと。
 - ・保護者とは共有してください。
 - ・パスワードを変更するときは、保護者と相談してください。
- 自分や他の人の個人情報を、インターネットで絶対に公開しないこと。
- 許可を取らずに、学習者用コンピュータのカメラで他の人を撮影しないこと。

友達同士で使いまわすことのないようにお願いします。

学習の目的に必要なかどうか確認したり、声をかけたりしていただき、ご指導ください。

保護者の皆様も、十分ご注意ください。

予備機がありますが、数に限りがありますので、大切に扱うようお願いします。

注意3 中学校卒業や武蔵野市外の中学校に転校するときは、学習者用コンピュータ本体、キーボード、タッチペン、電源コード、ACアダプタを返却します。次に使う人のために、次のことを守ってください。

- 学習者用コンピュータが壊れることのないように、次のところには置かないでください。
 - ・湿気の多いところや、水に濡れる可能性があるところ。
 - ・ストーブの近くや日光が当たるなど、高温になる可能性があるところ。
 - ・床など、人に踏まれる可能性があるところ。
 - ・たくさんの教科書の下など、重量がかかる可能性があるところ。
- 学習者用コンピュータに貼ってあるシールは、絶対にはがさないでください。
- 他のデジタル機器やメモリーカード（SDカードやUSBメモリ）などを、勝手につながないでください。
- 登校や下校のときは、カバンなどの中に入れて持ち運んでください。
- 持ち運ぶときや使用するときは、落とさないように気を付けてください。

故障時など、管理上必要となります。

保護者の皆様も、同様をお願いします。

注意4 家庭など学校の外で使うときは、次のことに気を付けてください。

- 使う時間や場所など、家で使うときの約束を、保護者と相談して作ってください。
- 授業で使うために、必ず家で充電をして学校に持参してください。
- 配付されたACアダプタで充電してください。他のアダプタだと故障の原因となります。

約束の内容として、
①使用する目的：「何のために、学習者用コンピュータを使うのか」
②使用する時間：「どのくらいの時間使うのか」
③使用する場所：「どこで使うのか」
④使用する機能：「どういったアプリケーションを使うのか」
⑤結果の共有：「やってみてどういったことができたのか」
⑥端末の保管等：「どこに片付けておくか」
といったことが挙げられます。

4 保護者の方へのお願い

- 利用方法については、学校の指示に従ってください。
 - お子様と一緒に注意の確認をお願いします。
 - 学習に関係のないサイトの閲覧、利用、SNSへの書き込み等は禁止です。

- 学習者用コンピュータの設定を変更しないようにお願いします。また、アプリを自由にインストールすることはできません。

- インターネット上の個人情報の書き込み等による賠償問題等が起きた場合は、ご家庭の責任を問われることがあります。
 - お子様のデータであっても、パブリッククラウド上からデータを取り出し、他に保存したり、複製・活用したりすることは、市外へ転出する場合、または卒業時を除いてお止めください。
 - 顔写真など、個人情報を含むものの取扱には、特にご注意ください。

- 小学校3年生以上については、毎日端末を持ち帰ります。
 - ご家庭での充電をお願いします。
 - 家で充電するときは、配付された AC アダプタを使用してください。それ以外の AC アダプタで充電すると故障の原因となります。
 - 電源を切らないと OS がアップデートされません。充電するときは電源を切るよう、声かけをお願いします。
 - ご家庭において、Wi-Fi 環境の整備をお願いします。
 - ◇ 就学援助又は生活保護を受けるご家庭については、通信費の一部が支給されます。
 - ご家庭で学習者用コンピュータの活用について約束を作り、お子様の活用状況の把握をお願いします。

- 学習者用コンピュータは市から貸与されているものです。貸与された端末は、中学校卒業まで継続して使います。中学校卒業や私立中学校への進学、市外への転出などの際にはご返却いただきます。ご返却いただいた端末は、別の児童・生徒へ新たに貸与していく端末となります。大切に使うようご家庭でも声かけをお願いします。

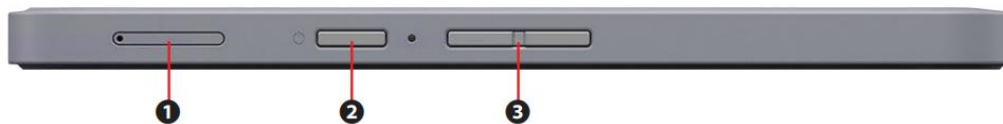
- 武蔵野市では、学習者用コンピュータを用いた学習活動や、教職員が学籍、成績の管理等のために様々なサービスを利用しています。各種サービスを利用するにあたっては利用情報や運用上の対策等を審議し、「武蔵野市情報公開・個人情報保護審議会」へ報告した上で取り扱う個人情報について適切な管理を行います。個人情報の取り扱いにご同意いただけない場合、学校にご相談ください。その際、保護者様のご意向に沿うためには、学習者用コンピュータで使用できる機能に相当な制限がかかり、学習活動や提供できる資料に差が生じる可能性がございますので、大変申し訳ございませんがご了承ください。子どもたちの学習活動をより一層充実させるために、ご理解ご協力をお願いします。

5 学習者用コンピュータの使用方法

(1)電源を入れる、充電の方法

USB3.2 Type-C ポートに電源コードを差し込むと、充電が始まります。

右側面部



左側面部



- ①カードトレイ ②電源スイッチ ③音量ボタン
- ④マイク入力/ヘッドホン出力端子 ⑤USB3.2Type-A コネクタ
- ⑥USB3.2Type-C コネクタ(電源コネクタ)×2

(2)ログインの方法

パスワードを入力し、パソコンへログインします。

※ 小学校1年生以外は、昨年度まで使用していたアカウントとパスワードを使用してください。

※ 小学校1年生については、初回の指導で、アカウントとパスワードをお知らせします。



(3)家庭の Wi-Fi への接続方法

① Wi-Fi 名(SSID)とパスワード(セキュリティキー)の確認

ご家庭で準備していただいている Wi-Fi 環境の「Wi-Fi 名(SSID)」と「パスワード(セキュリティキー)」をご確認ください。分からない場合は、Wi-Fi 環境を提供している企業等にご確認ください。

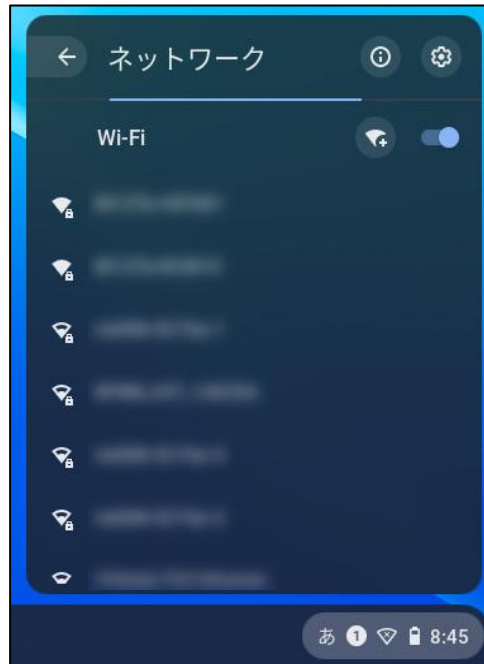
② Wi-Fi の機能にアクセス

画面右下のアイコンをタップし、Wi-Fi の「未接続」のところをタップする。



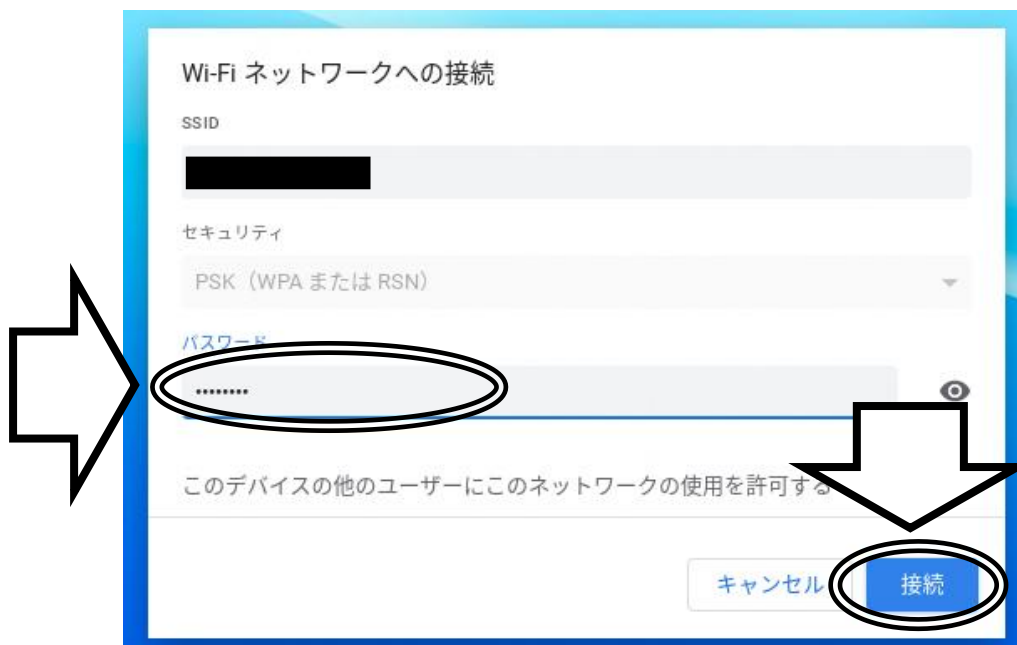
③ Wi-Fi 名の選択

ご家庭で準備していただいている Wi-Fi 環境の「Wi-Fi 名 (SSID)」をタップする。



④ パスワードの入力

「パスワード (セキュリティキー)」を入力し、「接続」をタップする。



⑤ 接続の完了



のような表示になれば、接続完了です。



6 困ったときは

| | |
|--|---|
| 故障・破損してしまった | 在籍学校へご連絡ください。 故意による破損は、修理費用が発生する場合があります。また、予備機の数にも限りがあります。壊さないよう大切に扱うように、ご家庭でもご指導ください。 |
| 紛失した (盗難にあった) | 在籍学校へご連絡ください。 また、警察に遺失物届の提出をお願いします。 |
| 生活指導上の問題があった (使用時間のルールを守れない、 悪口を書かれた等) | 学級担任へご連絡ください。 |
| 課題の内容について聞きたい | 課題を出した先生にお問い合わせください。 |
| 操作方法が分からない | 在籍学校へご連絡ください。 ※ 土日、祝日は対応できません。 |
| 家の Wi-Fi につながらない | この資料の手順を行ってもつながらないときは、Wi-Fi 環境を提供している企業等にご確認ください。 |

7 参考

- 「武蔵野市学習者用コンピュータ活用指針 ～デジタル・シティズンシップを含む児童・生徒の情報活用能力の育成を目指して～」

指針策定の経緯や、今後の学習者用コンピュータの活用の方向性についてまとめた、活用指針です。



(URL: https://www.city.musashino.lg.jp/res/projects/default_project/_page_/001/037/763/shishin1.pdf)

- 「武蔵野市学習者用コンピュータ通信」

学習者用コンピュータの活用事例や、市教育委員会からの啓発など保護者、地域の方に向けてこれまでに発行した通信です。



(URL: https://www.city.musashino.lg.jp/shussan_kodomo_kyoiku/sho_chugakko/torikumi/1033528.html)

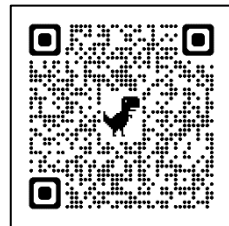
- 学習者用コンピュータの家庭での使用における約束

家庭での約束作りに活用してください。

学習者用コンピュータの家庭での使用における約束

学習者用コンピュータを家で使用する際の約束を、保護者と話し合って作成しましょう。

| | |
|---|------------------|
| <p>約束1 家で学習者用コンピュータは、次の場面で使います。 【使う場面】</p> | |
| <p>約束2 家で使う時間は、____時____分～____時____分までにします。</p> | |
| <p>約束3 家で使う場所は_____で使います。</p> | |
| <p>約束4 家で次のアプリや機能は使いません。 【使わないアプリ・機能】</p> | |
| <p>約束5 家では_____に保管します。</p> | |
| <p>1学期の振り返り 当てはまるものに○を付けましょう。 1 約束をすべて守れた。 2 守れなかった約束がある。 3 すべて守れなかった。 ↳守れなかった約束【1・2・3・4・5】</p> | |
| <p>【2学期に向けて内容を変えたり、新たに作ったりした約束】</p> | <p>【保護者より一言】</p> |
| <p>2学期の振り返り 当てはまるものに○を付けましょう。 1 約束をすべて守れた。 2 守れなかった約束がある。 3 すべて守れなかった。 ↳守れなかった約束【1・2・3・4・5】</p> | |
| <p>【3学期に向けて内容を変えたり、新たに作ったりした約束】</p> | <p>【保護者より一言】</p> |
| <p>3学期の振り返り 当てはまるものに○を付けましょう。 1 約束をすべて守れた。 2 守れなかった約束がある。 3 すべて守れなかった。 ↳守れなかった約束【1・2・3・4・5】</p> | |
| <p>【1年間の使い方を振り返り・来年度の目標】</p> | |
| <p>【保護者より一言】</p> | |



(URL: https://www.city.musashino.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/037/763/yakusoku.pdf)